

2022年8月24日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替ヘッジなし/為替アクティブヘッジ>
〈愛称：ザ・レジェンド〉」、「米国配当成長株マザーファンド」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替ヘッジなし/為替アクティブヘッジ> 〈愛称：ザ・レジェンド〉」（以下、「当該ベビーファンド」といいます。）、「米国配当成長株マザーファンド」（以下、「当該マザーファンド」といいます。）につきまして、自社運用への切り替えに伴う複数の約款変更および信託期間の延長にかかる約款変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当該ベビーファンドの投資対象の削除にかかる約款変更につきましては2022年12月9日に実施する予定です。

本件変更後も当該ファンドの運用方針および商品性には変更はございません。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 対象ファンド

①投資対象の追加、②投資対象の削除、③信託報酬率の変更、④申込受付停止日の変更、⑤信託期間延長

- ・三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替ヘッジなし>
〈愛称：ザ・レジェンド〉
- ・三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替アクティブヘッジ>
〈愛称：ザ・レジェンド〉

⑥運用体制の変更、⑦償還条項の変更

- ・米国配当成長株マザーファンド

2. 約款変更日

- ①、③～⑦：2022年8月24日
- ②：2022年12月9日（予定）

3. 変更内容および理由

- ①当該ベビーファンドの投資対象の追加、②当該ベビーファンドの投資対象の削除
 同一インデックスに連動するマザーファンドにおいて、ファンド集約による純資産規模拡大によってパフォーマンスの改善が見込めることから、当該ベビーファンドの投資対象マザーファンドを入れ替えるものです。

<追加>

- ・米国株配当貴族インデックスマザーファンド

<削除>

- ・米国配当成長株マザーファンド

- ③当該ベビーファンドの信託報酬率（年率）の変更
 信託報酬率を引き下げるためです。

| | |
|-----|---|
| 変更後 | 日々の純資産総額に対して、 <u>年率 1.375% (税抜 年率 1.250%)</u> をかけた額 |
| 変更前 | 日々の純資産総額に対して、 <u>年率 1.815% (税抜 年率 1.650%)</u> をかけた額 |

| 信託報酬率（税抜） | | | | | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|-------|
| 合計 | | 委託会社 | | 販売会社 | 受託会社 |
| 変更後 | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更なし | 変更なし |
| <u>1.25%</u> | <u>1.65%</u> | <u>0.40%</u> | <u>0.80%</u> | 0.80% | 0.05% |

- ④当該ベビーファンドの申込受付停止日の変更
 投資対象とするマザーファンドの運用体制を自社運用へ切り替えることに伴い、ロンドンの銀行の休業日を削除するものです。

- ⑤当該ベビーファンドの信託期間延長
 運用状況等を勘案の上、引き続き受益者のみなさまに投資機会を提供させていただくためです。

| 変更後 | 変更前 |
|-----------------------|-----------------------|
| <u>2028年11月24日</u> まで | <u>2023年11月24日</u> まで |

- ⑥当該マザーファンドの運用体制の変更
 自社運用へ切り替えるため、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドとの運用委託契約を終了するものです。

- ⑦償還条項の変更
 繰上償還条項に、すべてのベビーファンドが当該マザーファンドを投資対象から除外することとなる場合を追記するため、繰上償還条項に関する一部記載を具体化するものです。

以上

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>本お知らせに関するお問い合わせ</u> <u>三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034</u> <u>【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】</u> ・ <u>受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ</u> <u>お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。</u> |
|--|

2022/8/24 約款変更

約款変更新旧対照表

三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替ヘッジなし>

| 変更後 (新) | 変更前 (旧) |
|---|---|
| <p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>2028年11月24日まで</u>、第44条第8項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</p> | <p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>2023年11月24日まで</u>、第44条第8項、第45条第1項、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</p> |
| <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国配当成長株マザーファンド受益証券および<u>米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。なお、米国の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①米国配当成長株マザーファンド受益証券および<u>米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券</u>への投資を通じて、米国の株式に実質的な投資を行い、S&P500配当貴族指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②～⑤ (略)</p> | <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国配当成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、米国の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①米国配当成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式に実質的な投資を行い、S&P500配当貴族指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②～⑤ (略)</p> |
| <p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなさ</p> | <p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなさ</p> |

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|--|---|
| <p>れる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする米国配当成長株マザーファンドおよび米国株配当貴族インデックスマザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>②～⑥（略）</p> | <p>れる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする米国配当成長株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> <p>(略)</p> <p>②～⑥（略）</p> |
| <p>(信託報酬等)</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>125</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p> | <p>(信託報酬等)</p> <p>第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>165</u>の率を乗じて得た額とします。</p> <p>②～③（略）</p> |
| <p>(付表)</p> <p>1. 約款第13条第2項および第44条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休業日</p> | <p>(付表)</p> <p>1. 約款第13条第2項および第44条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休業日 <u>ロンドンの銀行の休業日</u></p> |

三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替アクティブヘッジ>

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|---|---|
| <p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>2028年11月24日</u>まで、第45条第8項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</p> | <p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から<u>2023年11月24日</u>まで、第45条第8項、第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託期間終了日までとします。</p> |

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国配当成長株マザーファンド受益証券および米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、米国の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①米国配当成長株マザーファンド受益証券および米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式に実質的な投資を行い、S & P 500 配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②～⑥（略）</p> | <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国配当成長株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、米国の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①米国配当成長株マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式に実質的な投資を行い、S & P 500 配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②～⑥（略）</p> |
| <p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする米国配当成長株マザーファンドおよび米国株配当貴族インデックスマザーファンド（以下これらを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> | <p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする米国配当成長株マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> <p>（略）</p> <p>②～⑥（略）</p> |
| <p>（信託報酬等）</p> <p>第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>125</u>の率を乗じて得た額</p> | <p>（信託報酬等）</p> <p>第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>165</u>の率を乗じて得た額</p> |

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|---|---|
| とします。 ②～③（略） | とします。 ②～③（略） |
| （付表） 1. 約款第13条第2項および第45条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ニューヨーク証券取引所の休業日 | （付表） 1. 約款第13条第2項および第45条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。 ニューヨーク証券取引所の休業日 <u>ロンドンの銀行の休業日</u> |

米国配当成長株マザーファンド

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|---|---|
| 運用の基本方針 | 運用の基本方針 |
| 2. 運用方法 （2）投資態度 ①～④（略） <u><削除></u> ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 | 2. 運用方法 （2）投資態度 ①～④（略） <u>⑤株式等の運用にあたっては、UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。</u> ⑥市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 |
| （投資の対象とする有価証券等） 第14条（略） ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 （略） | （投資の対象とする有価証券等） 第14条（略） ② 委託者（ <u>第17条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。</u> 以下、本条、 <u>第16条、第18条から第23条、第25条、第29条および第30条において同じ。</u> ）は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 （略） |

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|---|--|
| <p>第17条 <u>削除</u></p> | <p>(運用の指図に関する権限の委託) <u>第17条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、株式等の運用に関する権限を次の者に委託します。</u> <u>UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド</u> <u>London, UK</u></p> <p>② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託に係る信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から、原則として、毎年5月および11月の24日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから3ヵ月以内に支弁するものとし、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額とします。</u></p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p> |
| <p>(信託業務の委託等) 第26条 (略) ② (略) ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、 1. ～2. (略) 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務 4. (略)</p> | <p>(信託業務の委託等) 第26条 (略) ② (略) ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、 1. ～2. (略) 3. 委託者（<u>第17条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。</u>）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務 4. (略)</p> |

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|---|---|
| <p>(信託契約の解約)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託が、<u>その信託を終了させることとなる場合またはこの信託の受益証券を投資対象から除外することとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> | <p>(信託契約の解約)</p> <p>第40条 (略)</p> <p>② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>③～⑥ (略)</p> |

以上

2022/12/9 約款変更

約款変更新旧対照表

三菱UFJ 米国配当成長株ファンド<為替ヘッジなし>

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|--|--|
| <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、米国の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式に実質的な投資を行い、S & P 5 0 0 配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②～⑤（略）</p> | <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>米国配当成長株マザーファンド受益証券および米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。なお、米国の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①<u>米国配当成長株マザーファンド受益証券および米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券</u>への投資を通じて、米国の株式に実質的な投資を行い、S & P 5 0 0 配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②～⑤（略）</p> |
| <p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする米国株配当貴族インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> | <p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする<u>米国配当成長株マザーファンドおよび米国株配当貴族インデックスマザーファンド</u>（以下<u>これらを総称して「マザーファンド」</u>といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> |

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|---------------|---------------|
| （略） ②～⑥（略） | （略） ②～⑥（略） |

三菱UFJ 米国配当成長株ファンド＜為替アクティブヘッジ＞

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|--|--|
| <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、米国の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、米国の株式に実質的な投資を行い、S & P 500 配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②～⑥（略）</p> | <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>米国配当成長株マザーファンド受益証券および米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。なお、米国の株式等に直接投資することがあります。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①<u>米国配当成長株マザーファンド受益証券および米国株配当貴族インデックスマザーファンド受益証券</u>への投資を通じて、米国の株式に実質的な投資を行い、S & P 500 配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>②～⑥（略）</p> |
| <p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とする米国株配当貴族インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> | <p>（投資の対象とする有価証券等）</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ 国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ 信託銀行株式会社を受託者とする<u>米国配当成長株マザーファンドおよび米国株配当貴族インデックスマザーファンド</u>（以下<u>これらを総称して「マザーファンド」</u>といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> |

| 変更後 (新) | 変更前 (旧) |
|----------------|----------------|
| (略) ②～⑥ (略) | (略) ②～⑥ (略) |

以上